

平成28年度 第2回企画広報委員会の開催

第2回企画広報委員会を平成28年8月10日(水)、協会会議室で開催した。

1. 議題

- (1) 「えひめの産廃」第14号(8月号)企画編集について
 - ・内容確認、後日訂正箇所等あれば17日までに連絡する。
- (2) ホームページについて
 - ・スマートフォンテスト版を確認してもらった。
 - ・長い表がスマートフォンの画面に入りきらないので、スライドさせて全体を表示するようにしてある。
 - ・バグ等もあるかもしれないのでじっくり確認してもらい17日までに修正箇所等連絡すること、なければこのままでUPしたい。

(3) その他

①次回委員会の開催日について

- ・第15号(11月号) 平成28年11月9日(水) 13:30~
- ・編集後記・・・岡本智弘氏

②「えひめの産廃」第15号(11月号)表紙について

- ・表表紙 愛南町あけぼのグラウンドと新居浜市営サッカー場サッカーのみきゃん
- ・裏表紙 八坂寺については水口専務にお願いします。

上記の内容について協議し、「えひめの産廃」第14号(8月号)を8月末に発行した。

平成28年度 第4回理事・監事合同会議の開催

第4回理事・監事合同会議を平成28年9月1日(木)、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議題

- (1) 会員の資格喪失について
 - ・事務局より資料に基づき、会員が資格を喪失した経緯、県から協会に指導の要請文書が来ていること等の説明があり、協会として会員に指導文書を出したい旨報告があり、協会として、役員一同再発防止に全力を尽くすこととし、事務局案の指導文書が承認された。

(2) 新規会員加入及び退会の承認について

- ・事務局より資料に基づいて、退会1名、資格喪失1名の説明があり承認された。

(3) その他

- ・愛媛県災害廃棄物対策フォーラムについて
- ・県外視察について
- ・平成28年度年間行事予定表

平成28年度 第5回理事・監事合同会議の開催

第5回理事・監事合同会議を平成28年10月4日(火)、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

- (1) 顧問・行政懇談会について
 - ・事務局より資料に基づき、顧問・行政懇談会の議題について説明があり、事務局案のとおり承認された。
- (2) 新規会員加入及び退会の承認について
 - ・事務局より資料に基づいて説明があり、許可再取得による再入会1名が承認された。

- (3) その他
 - ・役員の履歴照会について

2. 報告事項

- (1) 事務局次長の採用について
- (2) 協会ホームページスマホ版について
- (3) 県外視察研修について
- (4) 平成29年度産業廃棄物と環境を考える全国大会について
- (5) 全産連委員会報告について

平成28年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が松山市のリジェール松山で開催された。

○ 産業廃棄物の処分課程 (更新)

開催日 平成28年8月3日(水)～4日(木)
受講者数 67名



○ 産業廃棄物の収集・運搬課程 (更新)

開催日 平成28年10月26日(水)
受講者数 149名



協会ニュース

○ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

開催日 平成28年10月27日(木)

受講者数 126名



平成28年度 優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県受託の優良産業廃棄物処理業者育成事業である標記研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に、下記日程で開催した。

○ 安全衛生管理研修

開催日 8月29日(月)

開催場所 リジェール松山

受講者数 52名

講師 中央労働災害防止協会
中国四国安全衛生センター
副所長 安全管理士 岡崎 隆夫氏
専門役 安全管理士 山田 哲士氏

研修内容

1. 開 会 オリエンテーション他
2. ビデオ 「危険予知活動のめざすもの」
3. 講 義 「ゼロ災運動のめざすもの」
4. 実 技 ①指差し呼称・指差し唱和
タッチアンドコール
②健康問いかけKY
③“危険”のとらえ方と表現の仕方
5. ビデオ 「最新・KYTの進め方」
6. 実 技 ④KYT基礎4R法
7. 閉 会 修了証 交付



協会ニュース

○ 産業廃棄物に係る許可手続き研修

午前の部・午後の部

開催日 9月5日(月)

開催場所 リジェール松山

受講者数 62名

講師 行政書士 仲村 正美氏

研修内容

- ①行政への許可手続等について
- ②質疑



○ 産業廃棄物処理業従事者スキルアップセミナー

営業コース

開催日 9月20日(火)

開催場所 リジェール松山

受講者数 15名

講師 (公社)全国産業廃棄物連合会 大平 将之氏

研修内容

- ①開会
- ②営業社員の基本的役割
 - ケーススタディⅠ
 - ・概要説明
 - ・自社紹介
 - ケーススタディⅡ
 - ・個人研究
 - ・グループ研究
 - ・資料作成
 - ケーススタディⅢ
 - ・発表
 - ・全体討議、講師講評
- ③修了証交付



協会ニュース

○ 産業廃棄物処理業従事者スキルアップセミナー 現業管理コース

開催日 9月30日(金)

開催場所 リジェール松山

受講者数 14名

講師 (公社)全国産業廃棄物連合会 服部 道紀氏

研修内容

①開会

②現業社員の基本的役割

ケーススタディⅠ

・概要説明

・自社紹介

ケーススタディⅡ

・個人研究

・グループ研究

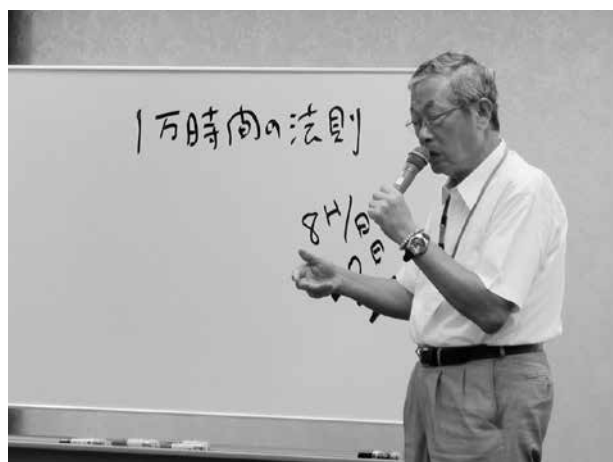
・資料作成

ケーススタディⅢ

・発表

・全体討議、講師講評

③修了証交付



平成28年度 顧問・行政懇談会の開催

平成28年10月4日(火)、東京第一ホテル松山「若草(3階)」において、平成28年度顧問・行政懇談会を開催いたしました。

出席者は、本田会長以下当協会理事監事、顧問の森高県議、西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部石丸部長様外、松山市環境部廃棄物対策課門田課長様外31名でした。

I 開会

II あいさつ

本田会長から「大災害が頻発する状況になっております。今後、東日本大震災よりも災害廃棄物発生量が桁違いに多いと想定される南海トラフ巨大地震が発生するとされており、協会も県とは協定を締結しており、我々が災害時に何ができるか検討し、市町とも協定が締結できるようにしていくことが急務であると考えております。また、本年3月廃棄物処理法改正について29の意見を全国産業廃棄物連合会から環境省に意見提出を行いました。県や市におかれましても要望事項に取り組んでいただけたらと思っております。」と開会のあいさつが行われました。

引き続き顧問を代表して森高県議会議員から「去年の今頃は、いろんな課題があっただけで、長年この業界の課題等についてご助言ご指導を賜っている山本公一代議士が環境大臣に就任されたことは、大変おめでたいことだと思っております。西原、西田、3県議、腕力も政治的な腕力もあると思っておりますので、どうか良い意見交換が行われ意義深い会になりますことを期待申し上げます。」とのあいさつをいただきました。



引き続き行政を代表して石丸県民環境部長から「限りある資源を有効に活用しつつ、環境に配慮しながら、経済全体が継続的發展を遂げるためには、循環型社会の構築に向けた取り組みが必要であります。住民、事業者の皆さま方、そしてわれわれ行政が相互に連携、協働しながら廃棄物の減量化やリサイクルの推進に取り組んで行くことが大切であると思っております。県では、循環型社会を実現するために資源循環促進税を活用し、産業廃棄物の廃棄物抑制、有効活用を支援するための研究開発や、優良な事業者の育成など、様々な支援を進めています。一方で、災害からの経験から得た教訓がございます。災害廃棄物処理につきましては、事前の備えのみならず、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ、迅速な処理を行うための体制整備が必要不可欠です。このため県では、本年4月、南海トラフ地震に備えて、県災害廃棄物処理計画を策定しましたので、皆さま方のご理解とご協力をいただきながら、より実行性のある廃棄物処理体制の構築に取り組んでいきたいと考えております。今後とも、愛顔あふれる愛媛県の実現に、さらなるお力添えをいただきますようお願いいたします。」とのあいさつをいただきました。

Ⅲ 出席者紹介（自己紹介）

Ⅳ 行政提供情報

1. 災害廃棄物処理体制の構築について （愛媛県）

循環型社会推進課宇佐美課長から、県では、南海トラフ巨大地震に備えて、大量に発生する災害廃棄物や津波堆積物を適正かつ円滑、迅速に処理するために、本年4月に国の指針を踏まえ、愛媛県災害廃棄物処理計画を策定しました。南海トラフ巨大地震の基本ケース、陸側ケースの2ケースを想定して、災害廃棄物の発生量を推定すると、基本ケースで1,172万トン、陸側ケースで3,513万トンとなります。これらの災害廃棄物を3年を目安として処理をするということで、行政が行うべきこと、あるいは事業所等と協力して行うべきこととを計画しております。

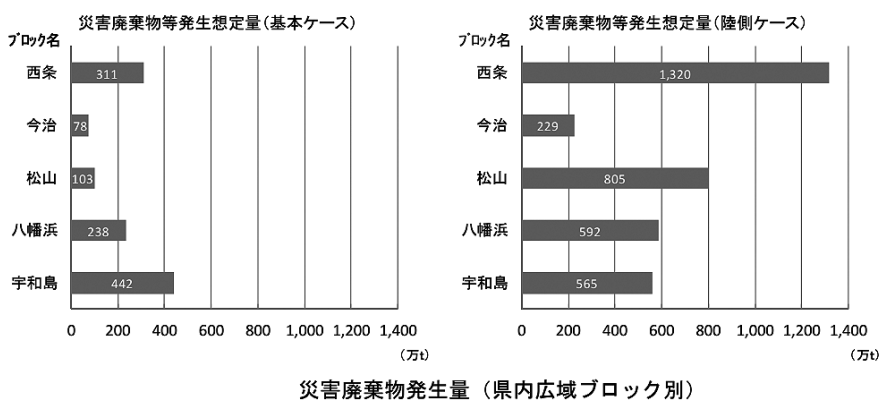
愛媛全体で災害廃棄物処理体制を構築するためには、まず市町においても県計画と整合

のとれた市町計画を平成30年度までに策定するよう、取り組んでいます。今後、各市町と産廃協会の各地区の個別に協定締結等を視野に入れてご協力いただきたいのでよろしくお願いをいたします。

大規模災害が発生すると、通常業務に加え膨大な業務が発生することになり、行政のみで対応は困難であります。災害廃棄物は廃棄物処理法上は一般廃棄物で、処理責任が市町にあります。市町単独処理が困難である場合は、県や国が代行をします。一般廃棄物といながら産業廃棄物の性状もあるので、廃棄物処理の経験とか能力を有する皆さま方、廃棄物処理事業所の方とか産廃協会のご協力が不可欠ということでもあります。今後とも一丸となって対処していくため、産廃協会や事業所におかれましても、事前の準備や対応を、しっかりと検討をしていただきたいと思っております。

具体的には、各支部内で災害廃棄物が発生すると、まずは自分の目の前から廃棄物を除けたいということで一次仮置場に持って行きます。その後、一次仮置き場から二次仮置き場に持って行く際には、産廃業者のご協力が必要になります。

皆さま方におかれしても、いざという時に備えて、廃棄物処理が円滑に進むように、また、県内の事業者の方に復興業務を引き受けていただいて、しっかりと経済の再生、復興を図って行きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。



災害廃棄物発生量（県内広域ブロック別）

既存一般廃棄物処理施設の災害時の処理可能量

施設の種類		単位	西条 ブロック	今治 ブロック	松山 ブロック	八幡浜 ブロック	宇和島 ブロック	県全体
一般廃棄物	焼却施設 処理能力	t/年	10,191	4,156	12,999	3,203	0	30,549
	破碎施設 処理能力	t/年	974	572	470	0	41	2,057
	最終処分場 埋立量	t/年	1,299	413	1,844	150	951	4,657
		m ³ /年	1,332	364	1,661	393	1,002	4,751
産業廃棄物	焼却施設 処理能力	t/年	95,116	478	17,386	14,973	263	128,217
	破碎施設 処理能力	t/年	602,274	292,234	1,332,204	1,349,348	646,736	4,222,796
	最終処分場 埋立量	t/年	52,248	743	108,457	26,287	6,614	194,349
		m ³ /年	45,832	652	95,138	23,058	5,802	170,482

2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進について（愛媛県）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の促進について、皆さま方には直接関係のある事業者の方もおられますが、PCBは昭和43年のカネミ油症事件を契機として、その毒性が社会問題化しまして、昭和47年以降、その製造というは行なわれていませんが、平成13年7月に特別措置法が制定され、まずは廃棄物を保管する事業者に対して期限内の適正処分というのが義務付けております。PCB廃棄物はその濃度により、高濃度と低濃度の2つに分れており、それぞれ処理施設、処理期限が定められています。

高濃度のPCB廃棄物の愛媛県内の分については、北九州にある処理事業所において、トランス、コンデンサについては平成30年度末までに、安定器・汚染物については平成33年度末までに処理を終了することとなっております。低濃度PCB廃棄物については、国の認定を受けた無害化処理認定施設において、平成38年度末までに処理することとされており、県内には2施設が認定を受けております。

特に高濃度については、待った無しの状況になっており、行政では、県も松山市も、特に高濃度がまだ残っていないか掘り起こし調査を電気事業者等の協力を得て、しっかりとやっておりますので、今後、皆さま方にも、そういったことに留意いただきたいと思っております。

また、期限内の適正処理を協力推進するた



めに、国では特別措置法の一部改正等を行い、改善命令、報告徴収、立入検査、行政代執行が盛り込まれている状況になっておりますので、留意お願いいたします。

V 協 議

- 議題
- 1 許可取消しに対する対応状況について
 - 2 廃棄物処理法見直しに当たっての業界内の対応等について
 - 3 県外産業廃棄物の搬入手続きについて
 - 4 愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金について
 - 5 一般廃棄物の産業廃棄物処理業者への斡旋について

1. 許可取消しに対する対応状況について（報告）

この度、愛媛県から、産業廃棄物処理業者による同処分場内での不法投棄（非安定型廃棄物の埋立）が判明し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の取消し処分が行われた旨通知がありました。

当協会としては、本年5月に「一般社団法人えひめ産業廃棄物協会倫理規程」を定め、「えひめ産業廃棄物協会及び正会員は、不法投棄等不適正処理が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めなければならない。」としたところであり、誠に遺憾なことであり、9月1日に緊急理事会を開催し、役員一同再発防止に全力を尽くすこととしました。

このため、協会員に対して、安定型最終処分場設置者には「産業廃棄物最終処分場維持管理マニュアル（全国産業廃棄物連合会）」の第2章搬入管理の再点検を実施し、非安定型廃棄物の埋め立てが行われないよう、①廃棄物の情報の入手、②受入可否の検討、③最終処分場におけるマニフェスト管理、計量、目視検査及び展開検査等に努め、受入作業に遺漏がなきよう社内で周知徹底するととも

に、従事者の質の向上を図るよう、また、収集運搬業者には、搬入する廃棄物の性状等の確認を行い、非安定型廃棄物の埋め立て等不適正処理が行われないよう、排出事業者及び最終処分業者への確かな情報の提供を行うよう文書で指導しました。

また、協会が開催する「産業廃棄物処理業従事者スキルアップセミナー現業管理コース」等の研修に参加し、資質向上を図るよう要請しました。

(愛媛県)

不法投棄は、国の処分基準でも、県の処分基準（公表）においても「許可の取消し」ということとなりますので、聴聞手続を経て取消処分にしました。

県では、これまで不法投棄等がなされないように、パトロール、立ち入り調査、講習会など実施している中で、このような不祥事が発生したことは非常に遺憾であります。

廃棄物処理業の皆さま方は、本来、周辺環境に配慮して、廃棄物を適正に処理をすることで地域住民の安心、安全を確保する立場にあるという社会的役割を担っていらっしゃるということもありますので、県としては引き続き、協会や事業者と協力しながら、法令順守を進めていきたいと考えています。

2. 廃棄物処理法見直しに当たっての業界内の対応等について

(提言)

国では、現在5年に一度廃棄物処理法の大規模な見直しが検討されており、協会からも要望を全産連に提出し、全産連において29の意見を8項目に取りまとめ国に要望しておりますが、なかなか大幅といっても全面的な改正はなされない状況にあります。

現在、プラスチックが裏張りされた紙袋がある等廃棄物の多様化が進み、また、大都市圏の廃棄物と少子高齢化が進んだ地方では廃棄物の質や量の違いから発生する問題点等も

相違があり、なかなか法律が実態に追いついていない面もあります。自治体はこのような状況に対してどのように国に提案等しているのでしょうか。

業界が国に提出した要望の中でも、業の許可に関する要望の中で、廃棄物処理法における「選別」の業としての明確化を求めています。資源循環のために不可欠な中間処理や積替え保管における有価物の回収について、業の許可の中でどのようにお考えでしょうか。

また、排出事業者責任の強化に関する要望の中で、マニフェストの交付義務の徹底・強化を求めています。排出事業者に対してマニフェスト交付の徹底等排出事業者の責任をどのようにご指導されているのでしょうか。

(愛媛県)

廃棄物処理法の施行に関して規制緩和を進め、改善が必要と思われるものについては、毎年国へさまざまな定例の機会を通じて、要望活動を行っています。廃棄物処理法の改正要望につきましては、事業者や自治体が、それぞれの立場で実情を踏まえて、要望を行って行くべきと考えており、県を通じて国への要望が必要と思われる事案につきましては、県の方にもご相談いただければと考えています。

また、マニフェストの交付に関しましては、毎年度、各保健所において排出事業者向けに講習会を開催いたし、排出事業者責任についても、あわせて周知を行っています。

(松山市)

ご質問のプラスチックが裏張りされた紙袋の件につきましては、プラスチックと紙を分離し、廃プラスチック類は産廃の許可の範囲内で処分し、紙は専ら物として取扱って差し支えないと考えています。

次に、有価物の回収について、重機（ニブラ等）で廃棄物を壊して選別し有価物を回収する程度であれば、手選別と同様に収集運搬

業の積み替え保管内の範囲でできます。磁力や風力による選別等機械の選別施設を用いる場合については、処分業の許可や施設許可が必要です。

国への要望、それからマニフェストにつきましては県と同様です。

3. 県外産業廃棄物の搬入手続きについて (要望)

県外産廃の搬入手続きの件ですが、平成24年には、廃油のサーマルリサイクルなどにご対応いただきありがたく存じます。

廃プラスチックなどもそうですが、県外産廃を受け入れることにより、処理業界の繁栄、県内排出事業者へのコストダウン等波及効果は1企業に留まることはありません。

昨年度、県内で埋立処分を伴わない場合は、事後報告にする等一層の規制緩和をお願いしましたが、その後の検討状況はいかがでしょうか。より一層の規制緩和のご配慮をお願いしたいと思います。

(愛媛県)

産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び県内最終処分場の残余量の確保を目的として、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱により、県外産廃受け入れを原則禁止し、事前協議においてやむを得ない場合に受け入れることとしている。

四国四県においても、事前協議制は堅持しており、事後制度にすると実効性が確保出来ないため、現時点では県民の生活環境保全のためには、事前協議制を廃止するということは適当ではないと考えています。

4. 愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進 支援事業費補助金について

(要望)

補助金につきましては、毎年協会にご配慮いただきありがとうございます。しかしながら、補助対象事業は、「全国で新たに開発され、

既に導入されているリサイクルシステムの効率化による発生抑制や減量化の実現が可能な技術や設備の導入事業」に限られており、また、補助対象上限金額は1件当たり15,000千円とされております。

このため、会員が施設更新に当たり補助対象事業に該当するか判断に苦勞しており、利用される補助金とするには「3Rに資する技術や設備の導入事業」等分かりやすい定義への変更が必要であり、以前から要望しております資源循環促進税に必要な重量を把握するためのトラックスケールや零細な収集運搬業者が対象となるような品目等も補助対象事業に加えていただき利用しやすくして頂くようお願いしたい。

また、このような施設の導入に当たっては、15,000千円の補助対象上限額は低く、H27年度の補助事業でも30,240千円の事業費に対して5,000千円の満額の補助金を頂きましたが、実質1/6以下の補助率となっております。つきましては、補助上限額の引き上げも設備導入促進に当たっては必要と考えております。

つきましては、補助対象事業の変更と補助上限額の引き上げをお願いしたい。

(愛媛県)

愛媛県産業廃棄物処理事業資源循環促進支援事業補助金については、15,000千円を協会を通じて事業者の方に助成しています。県としても、当該補助制度が事業者にとって有効かつ、利用しやすい制度になるように、現在、協会の意見を事前に聞いたり、他県の状況を調査している状況です。そういった中で、出来るだけ使い勝手の良い補助金とする方向で検討しております。

5 一般廃棄物の産業廃棄物処理業者への 斡旋について

(要望)

県民から、市町のクリーンセンターに廃棄物を持ち込んだところ産業廃棄物と判断され

た廃棄物については、当協会も処理できる産業廃棄物処理業者を斡旋しているところでありますが、一般廃棄物についてもクリーンセンターで処理困難とされたものについては産業廃棄物処理業者で処理するよう言われる事例が多発しております。

つきましては、一般廃棄物につきましては、市町において、廃棄物処理計画に基づき、市町で処理体制を整備するか、一般廃棄物処理業の許可を行い、全ての一般廃棄物の処理体制を構築していただきたい。また、併せて全ての一般廃棄物の適正処理方法をHP等で周知を図っていただき、産業廃棄物処理業者に違法な斡旋をしないようお願いしたい。

(松山市)

市で回収出来ないゴミ、クリーンセンター等で処理困難なものについては、購入店・販売店に相談していただくよう、ごみ分別はやり帳やホームページなどに掲載して市民に周知しております。

しかし、排出者が排出状況によって一般廃

棄物となるか否かの判断が難しい場合等もありますので、今後は、市で回収出来ないゴミや処理困難物の取り扱いについても、ホームページより市民の皆さんに周知して、廃棄物の適正処理の確保に努めてまいります。



顧問の森高、西原、西田県議から、懇談会についてそれぞれご意見をいただきました。

VI 閉 会

